

新型コロナウイルス感染症に関する情報

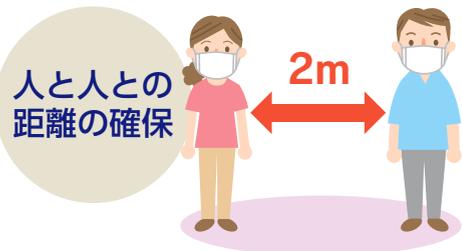
新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐには、市民の皆さんの予防意識と行動が非常に重要です。「新しい生活様式」を心がけ、一人一人が感染拡大防止に努めましょう。

また、状況は刻々と変化しています。**最新情報は、市ホームページを確認ください。**

熊本市 コロナ 検索



新しい生活様式の実践例



人と人との距離の確保

2m

マスクの着用



こまめな手洗い

30秒



妊娠中の方で、新型コロナワクチン接種の予約が取れていない方へ

妊娠中の方で予約が取れなかった場合は、優先的な予約調整を行います。熊本市新型コロナワクチンコールセンター(☎096-300-5577)まで連絡ください。

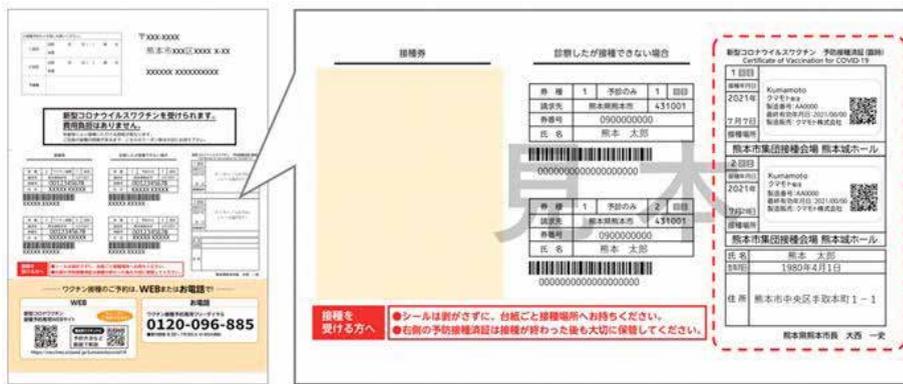


ワクチンの接種証明について

接種を終えた後の「接種券」は捨てずに保管してください！
(ワクチン接種の証明になります)

ワクチン接種時にお持ちいただいた【接種券】の台紙に記載されている「接種済証(臨時)」に、接種したワクチン種類や日付などのシールを貼り付けて、接種者本人にお返ししています。この「接種済証(臨時)」がワクチン接種を証明する書類になります。

※国内でのコンサート・旅行・飲食店等で提示を求められた場合に利用できます。海外渡航用は別途申請が必要です。



接種券

右側点線部分が【接種済証】

熊本市 ワクチン接種証明 検索



追加接種(3回目接種)について

新型コロナワクチンを2回接種したあと一定期間が経つと、ワクチンの効果が低下することが指摘されています。そのため、追加でワクチン接種をしていただくよう、準備を進めています。

2回目接種から8か月以上経過する方を対象に、順次、接種券を発送する予定です。

※詳細は決まり次第、市政だよりや市ホームページ、市公式LINEなどでお知らせします。

■お問い合わせ

熊本市新型コロナワクチンコールセンター ☎096-300-5577 受付時間:午前8時半～午後7時(土・日・祝日も開設)

制度のお知らせ

令和3年度介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した世帯に属する第一号被保険者に対して、令和3年度介護保険料が減免になる場合があります。

詳しくは、市ホームページまたは区役所福祉課へ。

(介護保険課 ☎096-328-2347)



令和3年度国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合など一定の基準を満たした方は、令和3年度国民健康保険料が減免になる場合があります。

詳しくは、市ホームページへ。

(国保年金課 ☎096-328-2290)



生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期間延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者・中小事業者を支援する観点から適用期間を延長します。(適用資産・特例率の変更はありません)

詳しくは、市ホームページへ。



適用期間

認定後～令和5年(2023年)3月31日までに取得した資産

※認定申請については、産業振興課(☎096-328-2950)へ(固定資産税課 ☎096-328-2195)

新型コロナウイルス感染症による失業者を雇用した事業主は雇用奨励金の交付対象となります

対象

市内に事業所を有し、11月30日までに市内在住の新型コロナウイルス感染症の影響で失業を余儀なくされた方を3か月以上雇用した事業主 ※その他交付要件有

交付金額

正規雇用:30万円/人
非正規雇用:15万円/人
(1社あたり10人分を上限)

詳しくは、市ホームページへ。

(しごとづくり推進室 ☎096-328-2371)

